



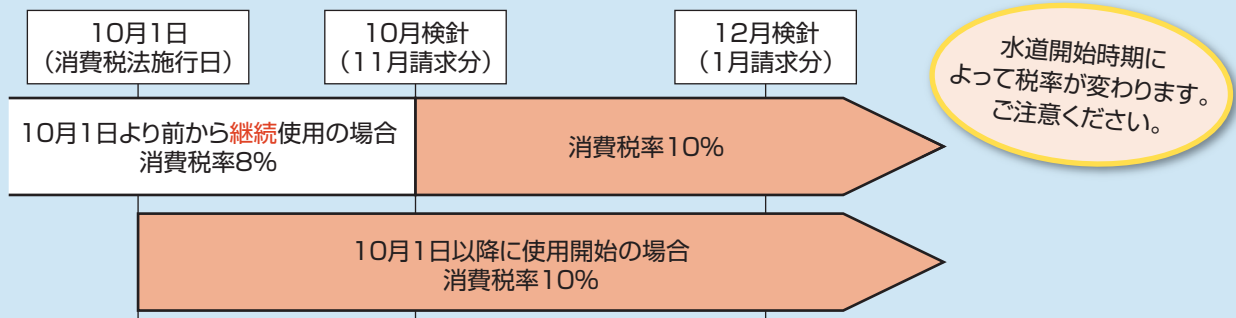
水道料金及び下水道使用料が変わります

問 上下水道課 庶務経理係 ☎62-9352

10月1日(火)から、水道料金及び下水道使用料について消費税率引き上げ分の料金改定を行います。
なお、10月1日より前から継続して水道及び下水道をご利用の場合については、「経過措置」の対象となります。

○新税率の適用時期

10月検針（11月請求分）は「経過措置」として旧税率（8%）が適用されるため、12月検針（1月請求分）から新税率（10%）となります。ただし、10月1日以降新規に使用する場合は、11月請求分から新税率（10%）の適用となります。



※消費税率の引き上げと同時に「軽減税率制度」が実施されますが、水道水については、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂・洗濯といった「飲用以外の生活用水」として供給されるものが一体となって提供されていることから、軽減税率の対象とはなりません。

○水道料金・下水道使用料 料金改定の概要

【水道料金】

《現行》 (8%税込)

一般地区	2ヶ月分の水量及び料金	
	水量	料金
基本料金	0~20m ³	2,592円
超過料金 (1m ³ につき)	21~40m ³	151.2円
	41m ³ ~	172.8円
保健休養地地区	2ヶ月分の水量及び料金	
	水量	料金
基本料金	0~20m ³	3,780円
超過料金 (1m ³ につき)	21m ³ ~	205.2円

《改定後》 (10%税込)

一般地区	2ヶ月分の水量及び料金	
	水量	料金
基本料金	0~20m ³	2,640円
超過料金 (1m ³ につき)	21~40m ³	154.0円
	41m ³ ~	176.0円
保健休養地地区	2ヶ月分の水量及び料金	
	水量	料金
基本料金	0~20m ³	3,850円
超過料金 (1m ³ につき)	21m ³ ~	209.0円

【下水道使用料】

《現行》 (8%税込)

	2ヶ月分の排出量及び使用料	
	排出量	使用料
基本使用料	0~20m ³	3,888円
超過使用料 (1m ³ につき)	21~40m ³	205.2円
	41~60m ³	210.6円
	61~100m ³	221.4円
	101~200m ³	226.8円
	201m ³ ~	237.6円

《改定後》 (10%税込)

	2ヶ月分の排出量及び使用料	
	排出量	使用料
基本使用料	0~20m ³	3,960円
超過使用料 (1m ³ につき)	21~40m ³	209.0円
	41~60m ³	214.5円
	61~100m ³	225.5円
	101~200m ³	231.0円
	201m ³ ~	242.0円